

さっぽろし  
札幌市

しょう しゃ せいさくていげん  
障がい者による政策提言サポーター

へいせい ねん どていげんしょ  
平成19年度提言書

へいせい ねん ねん がつ  
平成20年（2008年）2月

# 私 たち の 思 い

平成16年（2004年）から施行された障がい者による政策提言サポーターも本年で4回目の政策提言書を提出することとなりました。

政策提言サポーターも第2期から第3期へ引継ぎされることとなりますが、引き続き多くの意見や要望が寄せられます。当初の意見や要望の多さには及びませんが、多くの障がい者が福祉政策の充実を望んでいるということでもあります。

この政策提言サポーター制度は、多くの障がい者が「自分たちの声」を反映させる仕組みとして待ち望んでいたものであります。

しかしながら、平成18年（2006年）に施行された障害者自立支援法は、実際に地域で暮らす私たちに少なからず影響を与えました。

特にめまぐるしく変わる制度やサービスなどの情報について詳しく知らない障がい者や家族も多いという現状があります。さらに利用者負担や同じ障がい者でありながら、障がいの種別が違うことでサービスが制限されているなどの新たな格差もあります。

これらを踏まえて、さらに政策提言サポーターの役割と札幌市における障がい者福祉について一層の充実が望まれます。

上田市長には、提言の内容を誰もが安心して安全に暮らせる福祉のまちづくりに反映していただき、より一層の障がい者福祉の充実につながるよう心から期待し、私たちの提言といたします。

平成20年（2008年）2月

札幌市障がい者による政策提言サポーター 一同

じゅうてん か だい  
**7つの重点課題**

1. だれもが暮らしやすい「まちづくり」をめざして  
(ユニバーサルデザインのまちづくり)
2. しょうがいしゃじりつしえんほう たいおう  
障害者自立支援法への対応について
3. しゅうろうしえん こよう  
就労支援と雇用について
4. きょういく  
教育について
5. ぼうさい  
防災について
6. す  
住まいについて
7. ていげん じっこう せいど しゅうちとう  
提言の実行とサポーター制度の周知等について

# 1. だれもが暮らしやすい「まちづくり」をめざして (ユニバーサルデザインのまちづくり)

## 〇提言

・過去の提言に関して札幌市の取り組み状況があるが、より一層安心して暮らせるまちを目指して以下を提案する。

・ユニバーサルデザインの考え方に基づいたバリアのない計画的なまちづくりを推進する必要がある。

・障がい者も高齢者も、だれもが安心して暮らせる札幌を目指す。

・ユニバーサルデザインのまちづくりを進めると共に心を伝えるために広く市民に呼びかけて具体的なまちづくりをしていくための議論を行うとともに併せて啓蒙を行ってほしい。

## 〇事例から学ぶ

・はじめから市民が議論に加わり作ったもの

市内公園のバリアフリー化に関する議論(市民、市担当者、公園設計業者などによる)から派生して新たな公園を作った。

↓

南区 藤野むくどり公園 = 障がいのある子もない子も一緒に遊べる。

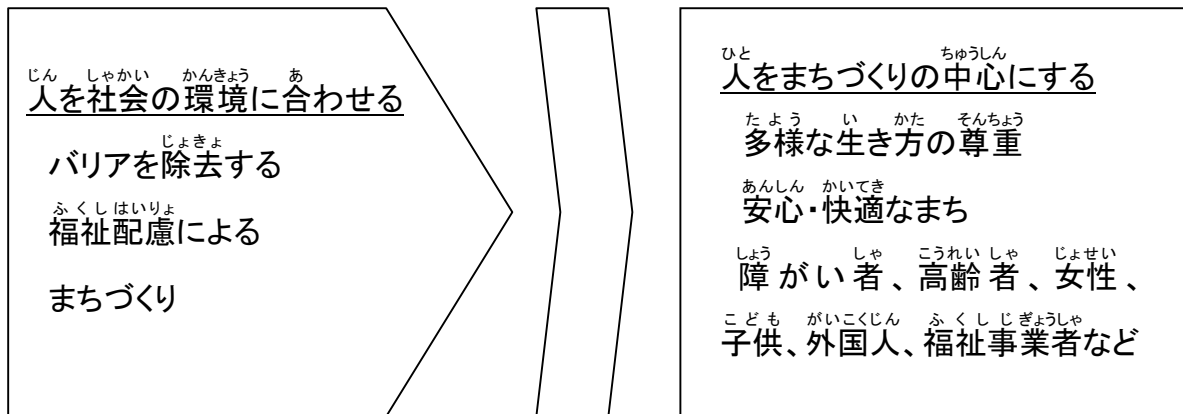
公園や遊具のデザインも市民に好評。

・既設のものを活用

障がい者団体などからの要望で東豊線開通に伴い地下鉄エレベーターを一般開放した。



## ◆ユニバーサルデザインを基本とした福祉のまちづくりとは



◎一人ひとりが大切にされる社会

◎だれもが、安心して暮らし続けることのできる社会

◎だれもが、自由に移動でき、積極的に社会参画のできる社会

## ◆ユニバーサルデザインとは

しょう う む ねんれい せいべつ こくせき こじん のうりよく かか  
障がいの有無、年齢、性別、国籍、個人の能力に関わらず、はじめからできるだけ多くのひと

りようかのう りようしゃほん い かんが かた た  
が利用可能なように利用者本位の考え方に立ったデザイン。

ていしょうしゃ しゅうりつだいがく べい  
提唱者はノースカロライナ州立大学(米)のロナルド・メイスである。

じしん しんたい しょう ねんだい がいねん か  
自身も身体に障がいをもつメイスは1980年代、それまでのバリアフリーの概念に代わって、

「できるだけ多くの人が利用可能であるように製品、建物、空間をデザインすること」をユニ

バーサルデザインとして定義した。

## ◆ユニバーサルデザインとバリアフリー

ひと びょうどう しゃかいさん か めざ  
ともにすべての人の平等な社会参加を目指すものであるが、ユニバーサルデザインは、

「できるだけ多くの人にとってより快適な環境とするため、はじめからあらゆる方法でバリア

(障壁)を生み出さないようにするもの」であり、バリアの存在を前提として、その除去を行う

ほうがん はってん かんが かた  
バリアフリーを包含し、発展させた考え方である。

## 2. 障害者自立支援法への対応について

### 〇提言

・サポーター懇談会や意見交換会に限らず、札幌市に寄せられる様々な障がい者の声に真摯に対応し、札幌市の政策に反映させてほしい。

・ニーズに即したサービス量の確保が重要(サービス量の上限問題)。

24時間介助の拡充を含め、障がい者の地域生活の支援など障がい者を取り巻く諸課題について、真剣に議論を進めてほしい。

・サービス格差の是正と利用抑制にならないように支援が必要である。

・障がい者の生活を取り巻く様々な部分での支援の必要性がある。

・制度やサービス内容の変更等の情報は分かりやすく、早めに市民に提供する。

・相談支援体制の充実。

・移動支援事業など札幌市が行う地域生活支援事業の充実。

・今後増加してくる空き教室の有効活用(地域活動支援センターなど)

・現状を踏まえての障害者自立支援法の課題などを国へ要望をしてほしい。

・ケア付き住宅(札幌市西区)のあり方について、現在の入居者に影響が出ないように、

また先駆的な役割も踏まえて、今後のあり方について早急な議論をしてほしい。

### 〇具体的には

費用負担についての軽減策の実施。

その他、内容は非常に多岐にわたるために個別意見参照。

## ○事例から学ぶ

### ・施設から地域への移行支援について

施設から出て札幌に暮らし始めた人に対して時間を置いてからサービス提供をするのではなく、実態に即して速やかにサービスを提供する。

### ・第1期札幌市障がい福祉計画(平成18年度～平成20年度)理念から

#### ○基本理念

1. 障がい者の自己決定と自己選択の尊重
2. 三障がいの一元化
3. 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備

#### ○サービスの基本的な考え方

1. どこでも必要な訪問系サービスを保障
2. 希望する障がい者に日中活動サービスを保障
3. グループホーム等の充実を図り、施設入所・入院から地域生活への移行を推進
4. 福祉施設から一般就労への移行等を推進

### 3. 就労支援と雇用について

#### 〇提言

- ・障害者自立支援法では「就労」も大きな目標となっているが、福祉的な就労からの脱皮をめざし所得保障につなげるように札幌市としても取り組みを行ってほしい。
- ・就職活動への支援。
  - IT 技術やヘルパーなど就労に役立つ技術の講習などへの支援。
- ・障がい者に合った就労形態の提案を札幌市として行ってほしい。
  - ワークシェア（仕事を分け合い個人の負担を減らす）、パートタイム（短時間就労）などについても障がい者に向いている就労形態である。
- ・札幌市として、今後は身体障がい者に限らず、他の障がいについても積極的雇用を行ってほしい。併せて職場での介助者についても導入検討を行ってほしい。
  - 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構で介助者に対する支援が行われているが、札幌市としても制度の活用を進めるために積極的なPRを行ってほしい。
- ・札幌市として障がい者の就労体験を促進するために障がい者雇用インターシップ（就労短期体験）制度の提案を行ってほしい。
- ・札幌市では、障がい者多数雇用企業を指定し、入札条件の緩和を通じて障がい者雇用継続と雇用増につなげることを行っているが、指定管理者制度の応募条件に障がい者雇用を条件に入れていただきたい。
- ・札幌市として障がい者の就労支援を行っているNPOなどへの支援を行ってほしい。

・就労をしたいと思う、また就労している障がい者の悩みなどの相談体制の充実。

## ○事例に学ぶ

札幌市内では民間の団体が、知的障害者の就労支援として雇用インターシップ(就労

短期体験)事業を行っており、企業側にとっても障がい者の理解につながり、就労する

障がい者側にも仕事の体験ができるので好評である。

## ○具体的には

・障がい者就労のあり方を検討する議論を行う。

障がい当事者団体はもとより、北海道中小企業家同友会など経済団体にも協力を呼

びかけて、「元気はっけん事業」などにもつなげる。

・札幌市元気はっけん(派遣)事業(平成20年度～平成23年度まで)から

## ○概要

十分に働く能力がありながら、就労する場所がないため施設などを利用している

方々や一般就労からの離職者、養護学校卒業生などについて、人材派遣会社に

登録し、企業などに派遣することにより、障がい者の就労を推進する試行的事業

事業は、当面3年間で、事業費は3500万円。

## 4. 教育について

### 〇提言

・障がいがあっても住み慣れた地域の学校へ就学ができるようにする。

・学校については、障害の種別、当事者の意見によって様々なニーズがある。家族

(保護者)の意見を尊重することと、受け入れる学校へ、設備の改善、教職員や生徒への啓蒙や教育が必要である。

・障がい者への差別や偏見をなくするためには教育は重要である。特に義務教育の中での取り組みが重要であると考える。

・障がい者への理解を進めるために「障がい者出前講師の新設」(仮称)を提案。

→ ボランティア登録などで実績のある各区社会福祉協議会に講師の登録を行い、学校へ派遣する。

→ 障がい者講師にはボランティアではなく仕事で関わってもらう。

・ともに生きる社会を実現するためにも福祉教育や総合的な学習での教育は必要である。

→ 教育委員会を通じて各学校や区社会福祉協議会や各種団体等を通じて内容の充実に向けて検討する。

→ 福祉教育 = 互いを尊重し、思いやりをもって助け合う心を育てる。

福祉と教育の連携。

## 5. 防災について

### 〇提言

#### 〇災害が起こったときの備えとして

・市内に暮らしている障がい者を想定した避難訓練(介助方法も含む)の実施。

・障がい者世帯の事前把握、日頃のコミュニケーションなど。

・避難訓練で明らかになったハード的な問題点を区や市にかえして、住みやすいまちづ

くりを活かす。日頃のコミュニケーションによるソフト面での協力関係。



避難場所のハード整備とそれを担う市民のソフト面の拡充

#### 〇避難生活のために

・自力の移動が困難な方や、コミュニケーションの困難な方のために、避難所に指定し

た施設にはあらかじめバリアフリー設備を設けておくこと。

・長期的に避難生活を送らざるを得ない場合は、あらかじめ障がい者専用の避難所を

何か所か設定しておき、災害直後は近所の避難所に逃れ、落ち着いた後に、専用の

避難所に移る。被災のショックに加え、同じ障がい者がいないことによる精神的な不安

を除くことと、支援がしやすいことを考えての措置を講ずる。

・ライフラインが寸断されたときに生じる不便さで、障がい者固有の問題については、あ

らかじめ対策をを考えておくこと。例えば、障がい者用避難スペース、避難所において、

車いすの方のためのトイレの対応(水がない場合)や、視聴覚障がい者への情報提供

などを行う。

## 6. 住まいについて

### 〇提言

・障がい者が社会参加や就労などを行う上で、住居の問題は重要である。

・市営住宅の充実と不満が多い抽せん落選者への優遇方法について検討が望まれる。

新規市営住宅についてはもちろんのこと、既存住宅でも改修可能な住宅についてニーズに応じてバリアフリー改修を行う。

・精神障がい者の退院支援施設については、病院敷地外へ設置するように働きかける。

・障がい者が民間住宅、アパートを借りる際の公的な保証制度の創設。

特に知的障がい者、精神障がい者が民間住宅を借りる際に保証する。

民間住宅、アパートが借りやすくするために不動産業者(団体)などとの連携を図る。

・グループホーム(共同住宅)の拡充を図る。

## 7. 提言の実行とサポーター制度の周知等について

### ○提言

- ・提言書と進捗内容(回答)をHPに掲載して市民への情報提供が必要。
- ・提言書は市長に提出後に議会の各会派、市記者クラブにも配布してほしい。
- ・提言書に対する進捗状況について、各部局との懇談会を開き、取り組みを聞くとともに、  
提言についての補足を行う。  
→補足があれば、随時HPに掲載する。
- ・市窓口でのサポーター制度に関する情報提供を充実してほしい。
- ・マスコミへのサポーター関連の情報提供を行ってほしい。
- ・市長とサポーターとの意見交換の場についても充実してほしい。
- ・過去の提言で課題となっている部分についての進捗について情報提供が必要。

しみん よ いけん ていあん  
市民から寄せられた意見や提案

はんれい こん へいせい ねんどだい かいこんだんかい  
凡例：〔19懇①〕＝平成19年度第1回懇談会、  
ちょう へいせい ねんどだい かいいけんちょうしゅ  
〔19 聴 ②〕＝平成19年度第2回意見 聴 取、  
し しせつとうほうもん ほ ほしゅういけん だん だんたいいけん  
〔施〕＝施設等訪問、〔募〕＝募集意見、〔団〕＝団体意見、  
いけん  
〔サ〕＝サポーター意見

り かいそくしん  
1 理解促進

- (1) 「障がい」について、地域の人に理解してもらえるようにしてほしい。  
〔肢体不自由（2級）・19 聴 ①〕
- (2) 就労しているが、周りの人に理解されない。障がい者に対する差別をなく  
すようにしてほしい。〔知的障がい（B一）・19懇①〕

しょうがいしゃじりつしえんほう  
2 障害者自立支援法

- (1) ヘルパーの技術アップと人材確保対策を講じてほしい。〔肢体不自由・施〕
- (2) 学校生活の場面でも、自立支援法のサービスを利用できるようにしてほしい。  
〔肢体不自由（2級）・募〕
- (3) 一般就労している障がい者は、自立支援法のヘルパーの自己負担（1割）  
を払えるが、会社の都合で解雇された障がい者は、1割負担を支払うのが  
大変なので、何らかの方法を考えてほしい。〔知的障がい・募〕
- (4) 自己負担の軽減（自立支援法になってから負担が増えた。）〔精神障が  
い・19 聴 ③〕
- (5) 道の人も市の人も忙しいことは分かりますが、年に何回かは、家族や職員、  
障がい当事者に、自立支援法の説明会や意見交換の場を作してほしい。  
〔知的障がい・募〕

- (6) 自立支援法のことを決めるときには、必ず障がい当事者の意見を聴いてほしい。役所だけで決めないで。〔知的障がい・募〕
- (7) 障がいのある人にも分かりやすいパンフレットを作してほしい。〔知的障がい・募〕

### 3 福祉サービス

#### (1) 移動支援について

- ア 移動支援を利用できる範囲について「Q & A」を出してほしい。(片道だけ利用できる場合の要件など) 〔視覚障がい・19聴②〕
- イ ヘルパーに、プールへ連れて行ってもらっているが、プールの中では介助してもらえない。介助できるようにすべきだ。〔肢体不自由・施〕
- ウ ヘルパーとお酒も飲みに行けない。パチンコや競馬をしに行ってもいけないというのはおかしい。〔肢体不自由・施〕

#### (2) 介護保険について

- ア 要介護認定区分に関係なく、施設に入れるようにしてほしい。〔肢体不自由・内部障がい(2級)・19聴②〕
- イ ヘルパーに、「今日は寝室の掃除をやめて、ガラス拭きを」とお願いしても、契約にないからと断られる。もっと柔軟に対応するように指導すべきだ。〔肢体不自由・内部障がい(2級)・19聴②〕
- ウ 介護保険料を無料にしてほしい。〔肢体不自由・内部障がい(2級)・19聴②〕
- エ 要介護度2に認定され、ヘルパーの利用申込みをしたが、(利用者が多いため)利用できるまでに1か月かかると言われた。利用者が多いのは分かるが、優先順位等をきちんと考慮するようにさせてほしい。〔肢体不自由(3級)・19聴③〕

- (3) ストーマの自己負担が、以前は無料だったのに、有料(1,880円)になった。以前のように無料にしてほしい。〔肢体不自由・内部障がい(2級)・19聴②〕

- (4) 使っている車いすが使用できなくなったので、区役所に申請に行くと、  
「修理するように」「（介護保険で）リースしなさい」と言われた。修理もで  
きないし、リースの車いすは自分の身体に合わないから申請しているのに、  
その言い方はおかしいのではないか。〔肢体不自由（3級）・19聴③〕
- (5) 全身性障がい人工呼吸器を使用しており、24時間介護が必要であるが、  
現在の支給量は1日10時間ほどしかない。支給量を1日24時間となるよう  
にしてほしい。〔肢体不自由・19懇②〕
- (6) 小規模作業所が自立支援法によって移行した「地域活動支援センター」は、  
福祉的居場所・社会参加の意味合いが強いです。札幌市は、19年度は  
「利用料・無料」としてありますが、20年度以降も（小樽市・旭川市と同様  
に）恒久的に「利用料・無料」としてほしい。〔精神障がい・募〕
- (7) 地域活動支援センターは、19年度は利用料任意となっているが、20年度  
以降も利用料は任意としてほしい。仮に、20年度から利用料がかかることに  
なっても、月1,000円程度にしてほしい。また、20年度以降に利用料が発生  
した場合、個別の利用料負担の上限額を低くなるようにしてほしい。  
〔精神障がい・募〕

## 4 就労支援

- (1) 障がいのある人が（就労に向けて）資格を取得するために必要な費用を  
奨学金として支給する制度を確立してほしい。〔肢体不自由・施〕
- (2) ジョブコーチ制度を充実してほしい。〔肢体不自由・施〕
- (3) 障がい者は、一般就労できる人が多いので、働ける職場をたくさん作っ  
てほしい。〔知的障がい・募〕
- (4) 軽度の高次脳機能障がいにより、注意力がなくなっている。こういう人に  
対しても就労支援をしてほしい。〔その他・19聴①〕

## 5 医療

- (1) 障がいのある人は、リハビリが終わるまで、同じ病院にいてほしい。  
(リハビリが終わっていないのに、3か月で退院させられると困る。)〔肢体不自由(1級)・募〕
- (2) 身体障がい1級であれば、所得に関係なく、医療費を無料にしてほしい。  
〔肢体不自由(1級)・募〕
- (3) 医療費が1割負担から2割負担になったことで、病院に行けなくなった。  
負担が大きく、老後が不安である。〔内部障がい・19聴②〕
- (4) 精神障がいの場合、主治医以外の病院に行くと3割負担になる。なんとかしてほしい。また、ほかの科に通うときも1割負担にしてほしい。〔精神障がい(2級)・募〕
- (5) 高額療養費の払戻しについては、区役所に行けない人のことを考えてほしい。通院の場合は、病院だけで手続きが完了せず、(払戻しのために)区役所に行かなければならないことになっているが、入院の場合と同様に、払戻しが発生しないようにしてほしい。〔肢体不自由(3級)・19聴③〕
- (6) 夜間救急医療の充実〔精神障がい・19聴③〕

## 6 バリアフリー

- (1) 駅前地下歩行空間について
- ア 段差がなく、楽に歩ける空間にしてほしい。〔視覚障がい(3級)・19懇①〕
- イ 設置するいすは、座り心地のよい普通のいすにしてほしい。(札幌駅北口の地下歩道にあるいすは、芸術的なオブジェではあるが、座り心地が悪い。)〔視覚障がい(3級)・19懇①〕
- (2) エルプラザについて
- ア 3階(男女共同参画センター)は、壁一面が真っ白で、目の不自由な人にとっては、奥行きが分からないなど不便である。移動しやすいように、壁に線を付けるなどの改善をしてほしい。〔視覚障がい(3級)・19懇①〕

イ トイレの表示が見づらい。障がい者のことを考えて設計やデザインをしてほしい。〔視覚障がい（3級）・19懇①〕

(3) 地下鉄駅について

ア バスセンター駅を含め、エレベーター未設置駅すべてに早くエレベーターを設置してほしい。〔視覚障がい（3級）・19懇①〕

イ バスセンター駅の9番出口の階段の途中5段くらいの所に、階段の滑り止めがないところがある。目の不自由な人は、その滑り止め（のライン）を頼りに階段を降りるので、付けてほしい。〔視覚障がい（3級）・19懇①〕

ウ 大通駅・さっぽろ駅は、改札からエレベーターまでが遠く不便。改札に近いところに移設してほしい。〔肢体不自由・施〕

(4) 建物を設計する際には、誰にでも分かりやすいデザイン（ユニバーサルデザイン）に配慮するよう、札幌市立大学でも教えてほしい。〔視覚障がい（3級）・19聴②〕

(5) 映画館・劇場などの座席の通路をスロープにしてほしい。〔視覚障がい（3級）・19聴②〕

(6) 市民会館を作るときには、バリアフリーにすべきだ。〔視覚障がい（3級）・19聴②〕

(7) 車いすを押して市内を歩くと、舗装が中途半端なところがあり、不便を感じる。移動しやすいように、きちんと舗装してほしい。〔肢体不自由・募〕

(8) 歩道を車道のように滑らかにしてほしい。（むしろ車道に段差をつけるべきだ。）〔その他・募〕

(9) ちえりあ・kitaraの身障者用トイレは、便座の周りを木で囲ってあって使用しづらい。早急に撤去してほしい。〔肢体不自由・施〕

(10) 障がいのある人が利用する施設などは、実際に障がいのある人を設計段階から参加させるべきだ。また、完成した後も本当に障がい者にとって使いやすいものとなっているかどうかを、障がい者自身に確認させるようにすべきだ。〔肢体不自由・19懇②〕

(11) 丸井今井の地下2階に車いす用トイレを設置してほしい。〔知的障がい（B）・募〕

## 7 のもの 乗り物

- (1) 札幌駅～大通の市電は不要。歩いたほうが健康的である。道路が狭くなるし、商工会議所が反対しているのに、市長がやろうとしているのは納得かない。〔内部障がい・19 聴②〕
- (2) すべてのバス停に、屋根・ベンチを設置してほしい。〔身体障がい（1 級）・募〕
- (3) 精神障がいのある人にも、バス・タクシー・JRの割引をしてほしい。〔知的障がい・募〕
- (4) 地下鉄の仕切り扉付の電車を東豊線や南北線でも導入してほしい。〔知的障がい（B）・募〕

## 8 こうつうひじょせい 交通費助成

- (1) 福祉割引ウィズユーカードが足りない。以前は月14枚もらえたが、現在月10枚になった。今後もっと減っていくようで心配。不足分は自分で購入しているが、月15枚はほしい。〔内部障がい・19 聴②〕
- (2) 精神障がい3 級の人に対する交通費助成を、身体障がい者や知的障がい者と同じにしてほしい。〔精神障がい（2 級）・19 懇①〕
- (3) 精神障がい3 級の人の交通費を、年33,000円から年50,000円くらいに増やしてほしい。〔精神障がい・募〕

## 9 す 住まい

- (1) 市営住宅の火災報知機が、1日に4回も鳴った（うち3回は誤作動）が、ほかの人には聞こえなかったのか、誰も出てこなかった。火災報知機の音がどこまで聞こえるのかという確認を、緊急に行ってほしい。〔視覚障がい・19 懇②〕
- (2) 市営住宅を建て替えるときは、健康な人に合わせるのではなく、身体

不自由な人のことなどをきちんと考えながら、計画的に建替えを行うべきだ。

〔聴覚障がい・19懇②〕

(3) バリアフリー（車いす用）の市営住宅を何度も申し込んでいるが、戸数が少ないため、（ほかの多くの希望者も）当たらない。もっと戸数を整備すべきだ。〔肢体不自由・施〕

(4) 心臓に障がいがあり、下の階かエレベーター付の住宅しか入れない。空き市営住宅募集の際に、自分に合う単身向け住宅がなかったので、割と狭い家族向け住宅に申し込んだところ、「単身」という理由で断られた。（4～5年前から家族向け住宅に申し込んでいるが、今まで断られたことがなかった。）〔内部障がい・募〕

ア 単身であっても、居住環境に制限がある場合は、家族向け住宅への申込みを認めてほしい。

イ 条件に合う住宅がないという理由で申込みを見送った場合、次回以降の優遇措置を継続してほしい。

(5) 市営住宅の抽せんになかなか当たらない。障がいのある人もない人も公平に抽せんする方法（障がい者が多少優遇されるのは知っている。）はおかしい。福祉の枠を20%～30%用意するように福祉課が働きかけるべきだ。公平に抽せんというのは責任逃れだ。〔内部障がい・19懇②〕

(6) 車いす用の市営住宅の整備戸数が、全整備戸数の4%となっている。何回も質問しているが、納得いく回答ではない。納得のいく回答を求める。〔内部障がい・19懇②〕

(7) 精神障がい・知的障がいのある人は、市営住宅の応募はできないのか。一般の人が申込みできても、私たちは出せないのか。そこら辺をよく考えてください。〔精神障がい・19懇①〕

(8) 市営住宅（里塚団地）の駐輪場を移設してほしい。建物の壁面に沿って設置されており、冬になると、そこに積もった雪の上からのぞかれることがある。また、移設することにより通路が広がり、除雪が容易になるとともに、歩きやすくなる。

さらに、その管理人は、入居者に対するアンケートを勝手に開封してい

た。管理人を変えてほしい。〔肢体不自由（3級）・19聴③〕

- (9) 高齢者向け（共同）住宅の整備（24時間介護をしてくれる住宅）〔  
精神障がい・19聴③〕

## 10 教育

- (1) 障がいのある人も、普通学級に行けるよう、十分に支援してほしい。  
〔肢体不自由・19聴①〕
- (2) 障がいのある人も、すべて普通学級に行けるようにすべきだ。〔肢体  
不自由・19懇①〕
- (3) 高等養護学校を増設してほしい。〔知的障がい（B）・募〕
- (4) 有朋高校の跡地に、第三の白樺高等養護学校を建設してほしい。また、これ  
は、知的や身体、目や耳の不自由な人のための一体化した機能を持ったものに  
した上で、バリアフリー化にしてほしい。〔知的障がい（B）・募〕

## 11 その他

- (1) 冬になると、ロードヒーティングのある所とない所に段差ができ、車い  
すだと進めなくなる。車いすでも進めるように除雪してほしい。〔肢体  
不自由・19懇①〕
- (2) 生活保護家庭では、一般には車の保有が認められていないが、市長が特に  
認めれば保有できるとのことである。重度の障がい者を抱えている生活保護  
家庭においては、通院や緊急時に備え、どうしても車が必要となる。ぜひと  
も車の保有を認めてほしい。〔肢体不自由（1級）・19聴③〕
- (3) 生活保護の障がい者加算が削られようとしている。絶対にやめてほしい。  
〔団〕
- (4) 障がい者だって一人の人間だ。健康で文化的な最低限度の生活をする権利  
がある。生活保護の削減をしないでください。〔精神障がい・19懇①〕
- (5) 「障がい者」といっても、人（障がい種別など）によって違うことがいっ

- はいある。障がい種別ごとの集まり（懇談会）もしてほしい。〔肢体不自由・19懇②〕
- (6) 市議会議員が多すぎる。居眠りや電話等での退室も目立つ。人数を半分にしたらほうがよいのではないか。〔内部障がい・19聴②〕
- (7) 札幌市が発行している福祉ガイドは見づらい。大阪市が発行している福祉ガイドは見やすく、分かりやすいので参考にしてほしい。また、作成に当たっては、障がい者の意見を聴いてほしい。〔内部障がい・19懇②〕
- (8) 障がい当事者に関係のある資料には、漢字を読める人と読めない人がいるので、必ずルビをしてほしい。〔知的障がい・募〕
- (9) 字のサイズが小さいと読めない人がいるので、なるべく大きな字で作ってほしい。〔知的障がい・募〕
- (10) 一般就労している障がい者は、役所がやっている時間内に手続きに行くことができない。週1回でもいいから、夜間（18：00～20：00とか）にも営業してほしい。〔知的障がい・募〕
- (11) 障がい者施設や児童福祉施設に酸素カプセルを置いてほしい。〔知的障がい（B）・募〕
- (12) 高次脳機能障がい者向けの手帳を作してほしい。〔その他・19聴①〕
- (13) 地域生活支援センターについて
- ア 公共施設の空きスペース（小中学校の空き教室など）を利用するなど利便性のよいところに配置するようにしてほしい。〔精神障がい・募〕
- イ 訪問支援（訪問相談業務）とセンター業務の完全分離〔精神障がい・募〕
- ウ 訪問支援（訪問相談業務）について、特定のセンターに集中しないよう、他センターへの依頼や振り分けができるシステムの構築〔精神障がい・募〕
- (14) 民生委員の対応が悪い。訪問してきても、ろくに話を聞いてくれない。〔聴覚障がい（6級）・19聴①〕
- (15) 以前、「健康体操」の事業化について、市に要望書を出したが、予算がないと断られた。「健康体操」は、障がい者だけでなく、お年寄りや子どもの

ためにもなるので、ぜひともいきたい。そこで、「健康体操」の事業化を改めて検討してほしい。また、「健康体操」を行う場所や補助者の確保もしてほしい。〔肢体不自由・19 聴②〕

さっぽろし しやう しゃ せいさくていげん めい ぼ だいに き  
札幌市 障がい者による政策提言サポーター 名簿 (第Ⅱ期)

---

◎ あさ か ひろ ふみ  
浅 香 博 文

おお い のぶ ゆき  
大 井 暢 之

お さ ない み ち こ  
小 山 内 美 智 子

かわ にし あきら  
河 西 明

きく ち しん  
菊 地 信

くろ だ すみ お  
黒 田 澄 雄

すず き あき こ  
鈴 木 昭 子

み うら まさ はる  
三 浦 正 春

やま もと ひろ ゆき  
山 本 浩 之

○ わが つま たけし  
我 妻 武

へいせい ねん がつ にち いしよく へいせい ねん がつ にち にん きえんちやう  
(平成17年12月19日 委嘱／平成19年12月18日 任期延長)

※ ごじゆうおんじゆん  
五十音順

※ ◎ だいいやう ○ ふくだいひやう  
代表、副代表

しょう しや せいさくていげん  
障がい者による政策提言サポーター・プロフィール  
(五十音順)

あさか ひろふみ したいしやう だいひやう  
浅香 博文 (肢体障がい) = 代表  
さっぽろしんたいしやうがいしやふく しきやうかいじむきよくじちやう  
札幌市身体障害者福祉協会事務局次長。

おおい のぶき せいしんしやう  
大井 暢之 (精神障がい)  
ほっかいどうせいしんしやうがいしやかいふくしや れんごうかいがいちやう こもん  
北海道精神障害者回復者クラブ連合会会長。すみれ会顧問

おさない みちこ したい げんごしやう  
小山内美智子 (肢体・言語障がい)  
'77年、札幌いちご会結成。'99年、社会福祉法人アンビシャス総合施設長になる。  
また、北海道大学医学部保健学科非常勤講師を勤める。著書に「あなたは私の手にな  
れますか」「車椅子からウィンク」「車椅子で夜明けのコーヒー」など。

かわにし あきら せいしんしやう  
河西 明 (精神障がい)  
さっぽろしせいしんしやう しやかいふくしや れんごうかいがいちやう しやかいふく しほうじん ふくしかい  
札幌市精神障がい者回復者クラブ連合会会長。社会福祉法人さっぽろひかり福祉会  
グループホーム クレスト元町 サービス管理責任者。精神保健福祉士。

きくち しん しかくしやう  
菊地 信 (視覚障がい)  
さっぽろししかくしやうがいしやふく しきやうかいちゆうおう し ぶ し ぶちやう  
札幌市視覚障害者福祉協会中央支部支部長

くろだ すみお したいしやう  
黒田 澄雄 (肢体障がい)  
こうどう かんげき かんしや ケー しんじやう ほくだいびやういん しやう しや じ  
行動・感激・感謝の“3K”を信条として、北大病院ボランティア、障がい者(児)  
水泳療育、応急手当の普及、障がい者スポーツの普及などの地域活動を行っている。  
コミュニティスペースじゃがいも運営委員長。

すずき あきこ ちてきしやう  
鈴木 昭子 (知的障がい)  
さっぽろししやう しやきやうどうじぎやう かつやう うんえい カフェ ド キ バ リ ヤ  
札幌市障がい者協働事業を活用して運営している「Café de Kibariya」(エルプラ  
ザ)に勤務。

みうら まさはる ちてきしやう  
三浦 正春 (知的障がい)  
さっぽろ かいがいちやう きたかぜ かいがいちやう  
札幌みんなの会会長。北風の会会長。

やまもと ひろゆき ちやうかくしやう  
山本 浩之 (聴覚障がい)  
さっぽろちやうりよくしやうがいしやきやうかいじむきよくじちやう  
札幌聴力障害者協会事務局次長。

わがつま たけし したいしやう ふくだいひやう  
我妻 武 (肢体障がい) = 副代表  
デービーアイほっかいどう かいぎじむきよくちやう かいだいひやう  
D P I 北海道ブロック会議事務局 長。メビウスの会代表。  
'02年、第6回D P I 世界会議札幌大会組織委員会・事務局次長をつとめる。

# 第3回提言以後の活動状況

## 1 懇談会

平成19年度第1回懇談会 平成19年5月22日 14:00～ 身体障害者福祉センター

(①テーマ:「行政に望むこと」、②平成18年度提言書に対する札幌市の取り組み状況について)

同 第2回懇談会 平成19年9月16日 14:00～ 視聴覚障がい者情報センター

テーマ:「自立支援法を振り返ってみるとともに、障がいの安全(防災)について考える」

## 2 意見聴取

平成19年度第1回意見聴取 平成19年5月14日 14:00～ 豊平区民センター

同 第2回意見聴取 平成19年6月28日 14:00～ 中央区民センター

同 第3回意見聴取 平成19年8月11日 14:00～ 清田区民センター

## 3 提言書作成ワーキング会議など

平成19年度第1回ワーキング会議 平成19年10月10日 14:00～ 身体障害者福祉センター

平成19年度第2回ワーキング会議 平成19年10月24日 14:00～ 身体障害者福祉センター

平成19年度第3回ワーキング会議 平成19年11月7日 14:00～ 身体障害者福祉センター

平成19年度第4回ワーキング会議 平成19年11月21日 14:00～ 身体障害者福祉センター

全員による中間全体会議 平成19年12月14日 14:00～ 身体障害者福祉センター

平成19年度第5回ワーキング会議 平成20年1月11日 14:00～ 身体障害者福祉センター

全員による最終全体会議 平成20年1月21日 14:00～ 身体障害者福祉センター

## 4 提言書提出

平成19年度提言書 平成20年2月13日(予定)

## 5 その他

区保健福祉課新任者基礎研修へのサポーター講師派遣(浅香代表)

平成19年5月31日 16:00～ S T V北2条ビル

施設等訪問(社会福祉法人アンビシャス) 平成19年7月3日(浅香代表、河西、山本)

手稲区保健福祉部職員研修へのサポーター講師派遣(我妻、河西、鈴木)

平成19年12月3、4、10日 16:00～ 手稲区役所

- その他の全体会議(年間スケジュール策定、懇談会・意見聴取関係、サポーター制度の今後の運営等について議論)数回

しょう しゃ せいさくていげん せい どうんえいじぎょうじっしょうこう  
障がい者による政策提言サポーター制度運営事業実施要綱

へいせい ねん がつついたち  
平成 15年 10月 1日

し ちょう けつ さい  
市 長 決 裁

さいきんかいせい へいせい ねん がつついたち  
最近改正 平成16年4月 1日

もくてき  
(目的)

だい じょう しょう ひと おも かんが おな めせん りかい  
第1条 この要綱は、障がいのある人の思いや考えを、同じ目線で理解や  
おうえん しょう ひと き と やく  
応援することができる障がいのある人が、サポーターとして聞き取り役や  
と やく おこな せいさくていげん おこな しょう  
取りまとめ役を行うとともに、政策提言を行うことにより、障がいのあ  
ひと いけん しせい はんえい もくてき  
る人の意見を市政に反映させることを目的とする。

うんえい  
(運営)

だい じょう じぎょう じっししゅたい さつぱろし さつぱろし ほんじぎょう うんえいじっし  
第2条 事業の実施主体は札幌市とし、札幌市は本事業の運営実施のため、  
サポーターを置くものとする。

ぎょうむ  
(業務)

だい じょう つぎ ぎょうむ おこな  
第3条 サポーターは、次の業務を行うものとする。

- (1) しょう ひと いけんこうかんおよ しゅうやく  
障がいのある人との意見交換及び集約
- (2) しょう ひと いけん もと せいさく ていげん  
障がいのある人の意見に基づく政策の提言
- (3) た ほんじぎょう もくてき ひつよう  
その他、本事業の目的に必要なこと

せんてい  
(サポーターの選定)

だい じょう さつぱろしないうがいじゅう しょう ひと  
第4条 サポーターは札幌市内在住の障がいのある人とする。

2 いしよく しちょう おこな  
サポーターの委嘱は市長が行う。

にんき  
(サポーターの任期)

だい じょう にんき ねん ほけつ にんき ぜんにんしゃ  
第5条 サポーターの任期は、2年とし、補欠のサポーターの任期は、前任者  
ざんにんきかん さいにん さまた  
の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

だいひょうおよ ふくだいひょう  
(代表及び副代表)

だい じょう なか だいひょうおよ ふくだいひょう かくひとり お  
第6条 サポーターの中から、代表及び副代表を各1人置き、サポーターの  
ごせん さだ  
互選によってこれを定める。

2 代表は、サポーターを代表し、業務を総括する。

3 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

4 代表及び副代表ともに事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ代表の指名するサポーターがその職務を代理する。

#### (アドバイザー)

第7条 サポーターの業務に関し、必要があると認めるときは、アドバイザーを置くことができる。

#### (記録台帳の整備)

第8条 本事業に従事する者は、障がいのある人の意見の内容等を明らかにした記録台帳を整備する。

#### (情報の保護)

第9条 本事業に従事する者は、この業務によって知り得た個人、団体等の情報について、細心の注意を払い厳重に管理するとともに当該事業目的以外に一切使用してはならない。

#### (庶務)

第10条 本事業の庶務は、保健福祉局において行う。

#### (その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、障がい福祉担当部長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は平成15年10月1日から施行する。

#### 附 則 (平成16年4月1日)

この要綱は平成16年4月1日から施行する。

しょう しゃ せいさくていげん ちょうないけんしゅうとう こうし はけん  
障がい者による政策提言サポーターの庁内研修等への講師派遣について  
( じっ し ほう ほう  
実 施 方 法 )

1. はけんたいしょう けんしゅうとう  
派遣対象となる研修等

げんそく しょういん たいしょう ちょうないけんしゅうとう ぎょうじ しゅし  
原則として、職員を対象とする庁内研修等とします。ただし、行事の趣旨に  
よって はんだん いちおう そうだん  
判断しますので、一応ご相談ください。

2. はけん  
派遣するサポーター

べってんめいぼ はけんきぼう えら もうしこみしょ きにゆう  
別添名簿から、派遣希望サポーターを選んで、申込書に記入してください。

3. じかん  
時間

かい あ じかん しつぎおうとう いけんこうかん ふく じかん ぶんていど  
1回当たりの時間は質疑応答や意見交換を含め、1時間30分程度としてくださ  
い。

4. もうしこ てつづ  
申込み手続き

(1) しょう ふくしか でんわとう そうだん うえ もうしこみしょ ひつようじこう  
まず障がい福祉課に電話等でご相談ください。その上で、申込書に必要事項  
きにゆう かいさいきぼう び やく げつまえ もう こ  
を記入し、開催希望日の約1ヵ月前に申し込んでください。

(2) しょう ふくしか につていとう ちょうせい おこな けんしゅうとう  
障がい福祉課では、サポーターと日程等の調整を行ったうえで、研修等  
しゅさいか はけんつうち そうふ  
主催課に派遣通知を送付します。

5. た  
その他

しやれい こうつうひとう ふよう  
謝礼、交通費等は不要です。

ただし、かいじょう ちかてつえき かん そうげい ねが  
ただし、会場によっては、地下鉄駅などのターミナルとの間、送迎をお願いす  
ることがあります。

|        |           |         |          |               |
|--------|-----------|---------|----------|---------------|
| 担<br>当 | ほけんふくしきよく | ほけんふくしぶ | しょう      | ふくしか          |
|        | 保健福祉局     | 保健福祉部   | 障がい福祉課   |               |
|        | でんわ       | 電話      | 211-2936 | ファクス 218-5181 |

# 障がい者による政策提言サポーター制度

## 障がいのある方のご意見を募集しています

この制度は、障がいのある方たちの思いや考えを、同じ目線で理解や応援することが出来る当事者が「サポーター」として、障がいのある方たちの意見を取りまとめ、政策提言を行うことにより、札幌市政に反映していこうとするものです。

1 対象者 札幌市内にお住まいの障がいのある方及びその関係者

### 2 提出方法

下の提出先に郵送、ファクスでお送りください（本紙の裏面が記入用紙となっております）。ただし、用紙はこれにかぎらず何でもかまいません。点字も可）。

eメールも受け付けています（件名を「サポーターあて意見」としてください）。

### 3 記載事項

市政に対するご意見をご自由に書いてください。

なお、差し支えなければ下記事項についてもご記載ください。（記載は自由です）

- (1) 氏名（及びふりがな）
- (2) 生年月日（及び年齢）
- (3) 住所
- (4) 障がい名及び等級

### 4 ご意見の取り扱い

9月頃までに提出いただいたご意見は、その年の政策提言の参考とさせていただきます。それ以降にいただいたご意見は翌年作成の際の参考とさせていただきます。

（個々のご意見への直接の回答はいたしません、翌年に公表する「提言への取り組み状況」で担当部局の対応をお知らせします）

提出先

札幌市役所 障がい福祉課（市役所本庁舎3階）  
〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目  
でんわ 211-2936 / ファクス 218-5181  
e-mail : shogai.fukushi @ city.sapporo.jp

障がい者による政策提言サポーターあて 意見提出用紙  
(市政についてのご意見などを自由にお書きください)

※ご意見は、この用紙でなくても何でもかまいません。下の欄は、さしつかえがなければお書きください。

|                      |              |                                   |                           |
|----------------------|--------------|-----------------------------------|---------------------------|
| (ふりがな)<br>なまえ<br>お名前 |              | せいねんがっぴ<br>生年月日<br>ねん れい<br>(年 齢) | T S H<br>年 月 日生( さい<br>歳) |
| ご住所<br>じゅうしょ         | 〒<br><br>でんわ | しょうがいめい<br>障がい名                   | ( しゅ ぎゅう<br>種 級)          |